

「資格取得届」記入方法

◎ 記 入 方 法

資格取得届は両面（表面及び裏面）に記入・捺印する箇所がございます。表面の(1)～(6)と裏面の(7)～(9)の太線枠内です。加入なされる方によって記入箇所が違いますので、下記の記入方法を参考にしていただきご記入ください。

〈組合員及び家族加入の場合〉

- ① 第1種組合員（院長）及び家族の場合は(1)、(2)、(4)、(5)、(7)及び(8)の枠内に記入・捺印してください。
- ② 第2種（勤務医）、第3種組合員（その他の勤務者）及び家族の加入の場合は(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(7)及び(8)の枠内に記入・捺印し、(6)及び(9)に第1種組合員（院長）の証明及び保証を受けてください。

〈家族の追加加入の場合〉

- ① 第1種組合員（院長）の家族が加入する場合は(1)（2段目以降に加入なさる家族の氏名等を記入）、(2)、(4)、(5)、(7)及び(8)の枠内に記入・捺印してください。
※出生による家族加入の場合、(7)は二）のみご記入ください。
- ② 第2種（勤務医）、第3種組合員（その他の勤務者）の家族が加入する場合は(1)（2段目以降に加入なさる家族の氏名等を記入）、(2)、(4)、(5)、(7)及び(8)の枠内に記入・捺印し、(6)及び(9)に第1種組合員（院長）の証明及び保証を受けてください。

◎ 提 出 書 類

- ・組合員及び家族加入の場合……取得届、住民票原本（※1）、「マイナンバーカード」又は「通知カード」の写し（組合員本人として資格を取得される方のみ）
- ・家族の追加加入の場合……取得届、住民票原本（※1）

※1 住民票は、個人番号の記載が無い世帯全員分の3か月以内の原本を添付してください。
また、外国籍の方は在留カードの写しを添付してください。

下記に該当する場合はあわせて次の書類が必要になります。

- ・社会保険等を脱退されて本組合に家族として加入される場合……社会保険等離脱証明書
- ・後期高齢者医療制度を離脱されて本組合に家族として加入される場合……後期高齢者医療被保険者資格喪失等証明書
- ・70歳から74歳までの方が加入される場合は所得額に応じて給付割合が異なりますので次の所得を証明する書類の写し（いずれか一つ）が必要になります。

2024年8月～2025年7月に加入する方

- * 2024年 市民税・県民税(都民税)納税通知書
- * 2024年 市民税・県民税(都民税)課税証明書
- * 2024年 市民税・県民税(都民税)非課税証明書

2025年8月～2026年7月に加入する方

- * 2025年 市民税・県民税(都民税)納税通知書
- * 2025年 市民税・県民税(都民税)課税証明書
- * 2025年 市民税・県民税(都民税)非課税証明書

記入漏れまたは捺印漏れがありますと、受付出来ない可能性がありますので、ご提出なさる際は表面・裏面ともに漏れがないか確認していただきますようお願いいたします。

◎ 加入に際しての注意事項

- ① 資格確認書、資格情報のお知らせは常務理事の決裁後に交付いたします。
- ② 新たに加入する事業所で、すでに法人である事業所及び従業員が常時5人以上いる事業所に勤務する者は加入できません。
- ③ 生活保護の適用をうけている方は加入できません。
- ④ 75歳以上の方は新規に加入することはできません。また、お誕生日を迎える75歳になると後期高齢者医療制度へ移行する為、被保険者資格を喪失していただきます。
- ⑤ 同一世帯に市町村国保へ加入しているご家庭は、包括適用となる場合があります。

ご不明な点がございましたら、ご連絡ください。

神奈川県歯科医師国民健康保険組合
〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68
TEL 045-641-5418